

## ～「指定感染症」について～

令和2年1月28日に、日本政府は今般の新型コロナウイルス感染症について、指定感染症として定める等の政令を公布し、2月1日より施行する旨発表しました。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）は、様々な感染症を感染力など危険性に応じて1類～5類に分類しております。新型コロナウイルスも新型インフルエンザ等に準じて、状況に応じてご遺体の移動の制限または禁止、24時間以内の火葬等が認められております。

感染症法の分類	
分類	感染症名
1類	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱など
2類	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（一部）など
3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフスなど
4類	E型肝炎、A型肝炎、狂犬病、マラリアなど
5類	インフルエンザ、梅毒、はしかなど
新型インフルエンザ等	
指定感染症（政令で指定。最長2年間）	

### 【参考】

（死体の移動制限等）

第30条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、二十四時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

以上